

秋田市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和4年2月22日

秋田市長 穂 積 志



専決第7号

専 決 処 分 書

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第16号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志



## 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,880,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 5,795,966	千円 500,000	千円 6,295,966
	2 基金繰入金	5,573,138	500,000	6,073,138
歳入合計		157,380,158	500,000	157,880,158

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		18,311,170	500,000	18,811,170
	2 道路橋りょう費	7,011,734	500,000	7,511,734
	歳 出 合 計	157,380,158	500,000	157,880,158